

## 九州森林管理局樹木採取権制度説明会 質問に対する回答

| 該当箇所                  | 質問内容  | 回答   |
|-----------------------|---|--|
| 樹木採取権制度について<br>P.9-11 | 原木輸出は新規需要に該当するか。  | 新たに輸出量を増やすものについては、新規需要に該当する。なお、商社は川中事業者・川下事業者には該当しないため、商社との協定があっても、P11 の基準のイ及びエを満たさない。このため、川中、川下事業者との協定を別途確保する必要があることに留意が必要。   |
|                       | ラミナを製造する事業者を川中事業者、集成材を製造する事業者を川下事業者として安定取引協定を締結してよいか。     | 木材製品事業者、木材製品利用事業者の定義については、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について(平成8年 11 月1日付け8林野流第 105号農林水産事務次官依命通知)第3の2に定めるとおりです。例えば原木を購入してラミナを製造する工場とラミナを購入して集成材を製造する工場との協定については、ラミナ製材工場が川中事業者、集成材工場が川下事業者になると考えられます。 |
|                       | 申請にあたり、川中事業者及び川下事業者は、複数の申請者と協定を締結する旨を約しても差し支えないか。         | 申請者の協定相手先の重複は差支えない。  |
| 樹木採取権制度について<br>P.11   | 素材生産量や木材供給量の増加は、いつの時点と比較してか。                              | 直近の3か年平均と申請時から 5 年を経過した年度以降の目標と比較して、増加させる必要がある。  |
| 樹木採取権制度について<br>P.15   | 九州局においては、保護樹帯等を考慮した伐区が既に設定されているため、樹木採取権者はそのとおりに伐採をすればよいか。 | ご認識のとおり。   |
|                       | 森林の保護義務についてのルールやガイドラインはあるか。監督員の常駐は必要か。                    | 「樹木採取権制度ガイドライン第八章」に記載がある。監督員の常駐までは求めている。   |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
| <p>樹木採取権制度について<br/>P.20</p> | <p>一貫作業システムによる造林請負契約の積算単価は公表されるのか。</p>                             | <p>公表されない。</p>  |
|                             | <p>伐採跡地の植栽について分収造林契約を締結して実施する場合、素材供給先の川中事業者が分収造林契約を締結することは可能か。</p> | <p>樹木採取区における伐採跡地の植栽については、樹木採取権者に植栽を申し入れすることとしており、樹木採取権者からも申請時に樹木採取後の植栽を行う旨の意思表示書を提出していただくこととしています。</p> <p>仮に、樹木採取権者が植栽できない場合は、国は植栽に係る請負契約について一般競争入札に付して締結し実行することとなります。</p> <p>なお、一般競争入札が行われる以前に樹木採取権者以外の者が分収造林契約の締結を希望する場合は、国が改めて、分収造林契約を締結するか判断することとなります。</p> <p>ただし、樹木採取権者以外の者が分収造林契約を締結したとしても、樹木採取権者が繰り返し植栽に係る請負契約等をしない場合は、運用協定に定める義務違反に当たる可能性があるため、注意が必要です。</p> |
|                             | <p>一貫作業システムや大苗植栽等の低コスト造林のアイデアはどの様に扱われるか。</p>                       | <p>既に参加している取組を申請書に記載して頂ければ、審査の際に考慮する。</p>   |